

共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（９）、（１０）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（１）、（９）、（１５）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（１）、（９）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続等は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

個別事 経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

整 番 号	R07-9-001	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 伊東市長 杉本 憲也		(所在地) 静岡県伊東市大原2丁目1番1号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期)（B）	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種						
1	伊東市岡	1446-202	96	ろ19-0	保安林	0.3768	ヒノキ	公告の日から	3 年 (2029. 3. 31)	○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とし、間伐率は保安林が定める伐採限度以下とする。なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。	該当なし	該当なし	
2	伊東市岡	1446-203	96	ろ19-0	保安林	0.1190	ヒノキ						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	伊東市岡	1446-202	96	ろ19-0	保安林	0.3768	ヒノキ				
2	伊東市岡	1446-203	96	ろ19-0	保安林	0.1190	ヒノキ				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 （乙と同じ）

住所又は所在地 （甲と同じ）

氏 名 伊東市長 杉本 憲也

氏名又は名称

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

個別事 経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

整 番 号	R07-9-002	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			(名称) 伊東市長 杉本 憲也			(所在地) 静岡県伊東市大原2丁目1番1号					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期)（B）	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種						
1	伊東市岡	1446-44	96	ろ122-0	保安林	0.0297	ヒノキ	公告の日から	3 年 (2029. 3. 31)	○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とし、間伐率は保安林が定める伐採限度以下とする。なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。	該当なし	該当なし	
2	伊東市岡	1446-147	96	ろ122-0	保安林	0.1586	ヒノキ						
3	伊東市岡	1446-194	96	ろ23-0	保安林	0.4462	ヒノキ						
4	伊東市岡	1446-195	96	ろ23-0	保安林	0.0495	ヒノキ						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	伊東市岡	1446-44	96	ろ122-0	保安林	0.0297	ヒノキ				
2	伊東市岡	1446-147	96	ろ122-0	保安林	0.1586	ヒノキ				
3	伊東市岡	1446-194	96	ろ23-0	保安林	0.4462	ヒノキ				
4	伊東市岡	1446-195	96	ろ23-0	保安林	0.0495	ヒノキ				
この計画に同意する。								住 所 （乙と同じ）			氏 名 伊東市長 杉本 憲也
権利を設定する森林の森林所有者（甲）								住所又は所在地 （甲と同じ）		氏名又は名称	

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

個別事 経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

整 番 号	R07-9-003	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 伊東市長 杉本 憲也		(所在地) 静岡県伊東市大原2丁目1番1号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期)（B）	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種						
1	伊東市岡	1437-2	96	ろ2-0 ろ3-0	保安林	0.1824	スギ	公告の日から	3 年 (2029. 3. 31)	○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とし、間伐率は保安林が定める伐採限度以下とする。なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。	該当なし	該当なし	
2	伊東市岡	1446-171	96	ろ101-0 ろ102-0	保安林	0.2280	スギ/ヒノキ						
3	伊東市岡	1446-172	96	ろ11-0	保安林	0.2181	ヒノキ						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	伊東市岡	1437-2	96	ろ2-0 ろ3-0	保安林	0.1824	スギ				
2	伊東市岡	1446-171	96	ろ101-0 ろ102-0	保安林	0.2280	スギ・ヒノキ				
3	伊東市岡	1446-172	96	ろ11-0	保安林	0.2181	ヒノキ				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（乙と同じ）

住所又は所在地（甲と同じ）

氏 名 伊東市長 杉本 憲也

氏名又は名称

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

個別事 経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

整 番 号	R07-9-004	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 伊東市長 杉本 憲也		(所在地) 静岡県伊東市大原2丁目1番1号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期)（B）	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種						
1	伊東市岡	1436-1	96	ろ93-0 ろ94-0 ろ95-1	保安林	0.6049	スギ [〃] /ヒノキ	公告の日から	3 年 (2029. 3. 31)	○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とし、間伐率は保安林が定める伐採限度以下とする。 なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。	該当なし	該当なし	
2	伊東市岡	1446-153	96	ろ92-0 ろ93-0 ろ94-0	保安林	0.1190	スギ [〃]						
3	伊東市岡	1446-173	96	ろ10-0	保安林	0.1388	ヒノキ						
4	伊東市岡	1446-204	96	ろ18-0 ろ19-0	保安林	1.5867	ヒノキ						
5	伊東市岡	1446-205	96	ろ9-0	保安林	0.0651	スギ [〃]						
6	伊東市岡	1446-206	96	ろ8-0	保安林	0.0078	スギ [〃]						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	伊東市岡	1436-1	96	ろ93-0 ろ94-0 ろ95-1	保安林	0.6049	スギ°/ヒノキ				
2	伊東市岡	1446-153	96	ろ92-0 ろ93-0 ろ94-0	保安林	0.1190	スギ°				
3	伊東市岡	1446-173	96	ろ10-0	保安林	0.1388	ヒノキ				
4	伊東市岡	1446-204	96	ろ18-0 ろ19-0	保安林	1.5867	ヒノキ				
5	伊東市岡	1446-205	96	ろ9-0	保安林	0.0651	スギ°				
6	伊東市岡	1446-206	96	ろ8-0	保安林	0.0078	スギ°				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所 （乙と同じ）	氏 名 伊東市長 杉本 憲也
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所又は所在地 （甲と同じ）	氏名又は名称

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

個別事項													
整理 番号	R07-9-005	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）					（名称） 伊東市長 杉本 憲也			（所在地） 静岡県伊東市大原2丁目1番1号			
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）					（氏名又は名称）			（住所又は所在地）			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権 の 始期	経営管理権 の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 （D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種						
1	伊東市岡	1446-145	96	ろ124-0	保安林	0.0148	ヒノキ	公告の日から 3年 (2029.3.31)	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とするが、乙が必要と判断すれば広葉樹および竹についても択伐する。なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年2回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ○ 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ○ 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ○ 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	<経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・ 経営管理権が設定されない場合（C）の内容に基づき経営管理を実施するため、還元される利益等は発生しない。 2. 留意事項 ・ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・ 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・ 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・ 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・ 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・ 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・ 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定されない場合> ・ 時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	1／2超同意	

整理番号	R07-9-005			
番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（乙と同じ） 氏 名伊東市長 杉本 憲也 権利を設定する森林の森林所有者（E） 住 所（（E）と同じ） 氏名又は名称				

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。

(3) 間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得しなかった場合は、1/2超の同意により定めた旨がわかる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。

(4) 森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(5) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(6) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

(7) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

個別事業経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

整 番 号	R07-9-006	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 伊東市長 杉本 憲也		(所在地) 静岡県伊東市大原2丁目1番1号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期)（B）	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種						
1	伊東市岡	1446-154	96	ろ95-1	保安林	0.0297	ヒノキ	公告の日から	3 年 (2029. 3. 31)	○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とし、間伐率は保安林が定める伐採限度以下とする。なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。	該当なし	該当なし	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	伊東市岡	1446-154	96	ろ95-1	保安林	0.0297	ヒノキ				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 （乙と同じ）
氏 名 伊東市長 杉本 憲也

住所又は所在地 （甲と同じ）
氏名又は名称 XXXXXXXXXX

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

個別事業経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

整 番 号	R07-9-007	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 伊東市長 杉本 憲也		(所在地) 静岡県伊東市大原2丁目1番1号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期)（B）	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種						
1	伊東市岡	1446-174	96	ろ11-0	保安林	0.4066	ヒノキ	公告の日から	3 年 (2029. 3. 31)	○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とし、間伐率は保安林が定める伐採限度以下とする。なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。	該当なし	該当なし	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	伊東市岡	1446-174	96	ろ11-0	保安林	0.4066	ヒノキ				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

伊東市長 杉本 憲也

住所又は所在地（乙と同じ）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所又は所在地（甲と同じ）

氏名又は名称

(記載注意)

経営管理権集積計画

個別事 経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

整 番 号	R07-9-008	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 伊東市長 杉本 憲也		(所在地) 静岡県伊東市大原2丁目1番1号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期)（B）	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種						
1	伊東市岡	1446-43	96	ろ123-0	保安林	0.1090	ヒノキ	公告の日から	3 年 (2029. 3. 31)	○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とし、間伐率は保安林が定める伐採限度以下とする。なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。	該当なし	該当なし	
2	伊東市岡	1446-146	96	ろ123-0	保安林	0.0892	ヒノキ						
3	伊東市岡	1446-148	96	ろ121-0	保安林	0.1884	ヒノキ						
4	伊東市岡	1446-155	96	ろ97-0	保安林	0.1785	ヒノキ/ソノタ						
5	伊東市岡	1446-156	96	ろ95-0 ろ95-1	保安林	0.0099	ヒノキ						
6	伊東市岡	1446-158	96	ろ100-0	保安林	0.0099	ヒノキ/ソノタ						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	伊東市岡	1446-43	96	ろ123-0	保安林	0.1090	ヒノキ				
2	伊東市岡	1446-146	96	ろ123-0	保安林	0.0892	ヒノキ				
3	伊東市岡	1446-148	96	ろ121-0	保安林	0.1884	ヒノキ				
4	伊東市岡	1446-155	96	ろ97-0	保安林	0.1785	ヒノキ/ソノタ				
5	伊東市岡	1446-156	96	ろ95-0 ろ95-1	保安林	0.0099	ヒノキ				
6	伊東市岡	1446-158	96	ろ100-0	保安林	0.0099	ヒノキ/ソノタ				
この計画に同意する。											
権利の設定を受ける市町村（乙）								住 所（乙と同じ）	氏 名	伊東市長 杉本 憲也	
権利を設定する森林の森林所有者（甲）								住所又は所在地（甲と同じ）	氏名又は名称		

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

個別事業経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

整 番 号	R07-9-009	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 伊東市長 杉本 憲也		(所在地) 静岡県伊東市大原2丁目1番1号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期)（B）	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種						
1	伊東市岡	1437-4	96	ろ4-0 ろ5-0 ろ6-0	保安林	0.0577	スギ / ソノタ	公告の日から	3 年 (2029. 3. 31)	○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とし、間伐率は保安林が定める伐採限度以下とする。 なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。	該当なし	該当なし	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	伊東市岡	1437-4	96	ろ4-0 ろ5-0 ろ6-0	保安林	0.0577	スギ/ソノタ				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 （乙と同じ）

氏 名 伊東市長 杉本 憲也

住所又は所在地 （甲と同じ）

氏名又は名称

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

個別事業経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

整 番 号	R07-9-010	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 伊東市長 杉本 憲也		(所在地) 静岡県伊東市大原2丁目1番1号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期)（B）	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種						
1	伊東市岡	1446-47	96	ろ110-0	保安林	0.1140	ヒノキ	公告の日から	3 年 (2029. 3. 31)	○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とし、間伐率は保安林が定める伐採限度以下とする。なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。	該当なし	該当なし	
2	伊東市岡	1446-48	96	ろ117-0	保安林	0.0198	ヒノキ						
3	伊東市岡	1446-51	96	ろ107-0	保安林	0.0793	ヒノキ						
4	伊東市岡	1446-162	96	ろ117-0	保安林	0.0495	ヒノキ						
5	伊東市岡	1446-166	96	ろ114-0	保安林	0.1190	ヒノキ						
6	伊東市岡	1446-196	96	ろ22-0	保安林	0.0495	ヒノキ						
7	伊東市岡	1446-197	96	ろ22-0	保安林	0.4462	ヒノキ						
8	伊東市岡	1446-198	96	ろ21-0	保安林	0.4462	ヒノキ						
9	伊東市岡	1446-199	96	ろ21-0	保安林	0.0495	ヒノキ						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	伊東市岡	1446-47	96	ろ110-0	保安林	0.1140	ヒノキ				
2	伊東市岡	1446-48	96	ろ117-0	保安林	0.0198	ヒノキ				
3	伊東市岡	1446-51	96	ろ107-0	保安林	0.0793	ヒノキ				
4	伊東市岡	1446-162	96	ろ117-0	保安林	0.0495	ヒノキ				
5	伊東市岡	1446-166	96	ろ114-0	保安林	0.1190	ヒノキ				
6	伊東市岡	1446-196	96	ろ22-0	保安林	0.0495	ヒノキ				
7	伊東市岡	1446-197	96	ろ22-0	保安林	0.4462	ヒノキ				
8	伊東市岡	1446-198	96	ろ21-0	保安林	0.4462	ヒノキ				
9	伊東市岡	1446-199	96	ろ21-0	保安林	0.0495	ヒノキ				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）								住 所 （乙と同じ）		氏 名 伊東市長 杉本 憲也	
権利を設定する森林の森林所有者（甲）								住所又は所在地 （甲と同じ）		氏名又は名称	

- （記載注意）
- （１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （３） （Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
 - （４） （Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
 - （５） （Ｂ）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

個別事業経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

整 番 理 号	R07-9-011	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 伊東市長 杉本 憲也		(所在地) 静岡県伊東市大原2丁目1番1号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期)（B）	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種						
1	伊東市岡	1446-149	96	ろ120-0	保安林	0.1785	ヒノキ	公告の日から	3 年 (2029. 3. 31)	○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とし、間伐率は保安林が定める伐採限度以下とする。 なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。	該当なし	該当なし	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	伊東市岡	1446-149	96	ろ120-0	保安林	0.1785	ヒノキ				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 （乙と同じ）
氏 名 伊東市長 杉本 憲也

住所又は所在地 （甲と同じ）
氏名又は名称 XXXXXXXXXX

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

個別事 経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

整 番 理 号	R07-9-012	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 伊東市長 杉本 憲也		(所在地) 静岡県伊東市大原2丁目1番1号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期)（B）	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種						
1	伊東市岡	1446-42	96	ろ125-0	保安林	0.1834	ヒ/キ/ソノタ	公告の日から	3 年 (2029. 3. 31)	○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とし、間伐率は保安林が定める伐採限度以下とする。なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。	該当なし	該当なし	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	伊東市岡	1446-42	96	ろ125-0	保安林	0.1834	ヒノキ/ソノタ				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 （乙と同じ）

住所又は所在地 （甲と同じ）

氏 名 伊東市長 杉本 憲也

氏名又は名称

- （記載注意）
- （１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
 - （４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
 - （５）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

個別事 経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

整 番 号	R07-9-013	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 伊東市長 杉本 憲也		(所在地) 静岡県伊東市大原2丁目1番1号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期)（B）	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種						
1	伊東市岡	1446-200	96	ろ20-0	保安林	0.0396	ヒノキ	公告の日から	3 年 (2029. 3. 31)	○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とし、間伐率は保安林が定める伐採限度以下とする。なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。	該当なし	該当なし	
2	伊東市岡	1446-201	96	ろ20-0	保安林	0.4561	ヒノキ						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	伊東市岡	1446-200	96	ろ20-0	保安林	0.0396	ヒノキ				
2	伊東市岡	1446-201	96	ろ20-0	保安林	0.4561	ヒノキ				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 （乙と同じ）

住所又は所在地 （甲と同じ）

氏 名 伊東市長 杉本 憲也

氏名又は名称

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

個別事 経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

整 番 号	R07-9-014	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）						(名称) 伊東市長 杉本 憲也		(所在地) 静岡県伊東市大原2丁目1番1号			
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期)（B）	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ るべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種						
1	伊東市岡	1437-2	96	ろ2-0 ろ3-0	保安林	0.1824	スギ	公告の日から	3 年 (2029. 3. 31)	○ 乙は、存続期間中に切捨間伐 を1回実施するものとする。間伐 対象は針葉樹とし、間伐率は保安 林が定める伐採限度以下とする。 なお、施工にあたっては、溪畔林 における不必要な伐採は控える等 生物多様性に配慮するものとし る。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災 害等の状況を確認するため、年1 回以上の森林の巡視を行うものと し、当該巡視は林道からの目視に よって判断できる限りで行うが、 ドローン等の無人航空機による巡 視も必要であれば実施する。	該当なし	該当なし	
2	伊東市岡	1446-54	96	ろ104-0	保安林	0.0495	スギ/ヒノキ						
3	伊東市岡	1446-169	96	ろ104-0	保安林	0.1785	スギ/ヒノキ						
4	伊東市岡	1446-170	96	ろ99-0	保安林	0.0595	ヒノキ						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	伊東市岡	1437-2	96	ろ2-0 ろ3-0	保安林	0.1824	スギ				
2	伊東市岡	1446-54	96	ろ104-0	保安林	0.0495	スギ/ヒノキ				
3	伊東市岡	1446-169	96	ろ104-0	保安林	0.1785	スギ/ヒノキ				
4	伊東市岡	1446-170	96	ろ99-0	保安林	0.0595	ヒノキ				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住所（乙と同じ）

氏 名 伊東市長 杉本 憲也

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所又は所在地（甲と同じ）

氏名又は名称

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

個別事 経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

整 番 号	R07-9-015	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 伊東市長 杉本 憲也		(所在地) 静岡県伊東市大原2丁目1番1号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期)（B）	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種						
1	伊東市岡	1437-2	96	ろ2-0 ろ3-0	保安林	0.1824	スギ	公告の日から	3 年 (2029. 3. 31)	○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とし、間伐率は保安林が定める伐採限度以下とする。なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。	該当なし	該当なし	
2	伊東市岡	1446-54	96	ろ104-0	保安林	0.0495	スギ/ヒノキ						
3	伊東市岡	1446-169	96	ろ104-0	保安林	0.1785	スギ/ヒノキ						
4	伊東市岡	1446-170	96	ろ99-0	保安林	0.0595	ヒノキ						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	伊東市岡	1437-2	96	ろ2-0 ろ3-0	保安林	0.1824	スギ				
2	伊東市岡	1446-54	96	ろ104-0	保安林	0.0495	スギ/ヒノキ				
3	伊東市岡	1446-169	96	ろ104-0	保安林	0.1785	スギ/ヒノキ				
4	伊東市岡	1446-170	96	ろ99-0	保安林	0.0595	ヒノキ				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）
 住 所 （乙と同じ）
氏 名 伊東市長 杉本 憲也

権利を設定する森林の森林所有者（甲）
 住所又は所在地 （甲と同じ）
氏名又は名称

- （記載注意）
- （１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
 - （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
 - （５）（Ｂ）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

個別事 経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

整 番 号	R07-9-016	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 伊東市長 杉本 憲也		(所在地) 静岡県伊東市大原2丁目1番1号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期)（B）	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種						
1	伊東市岡	1446-207	96	ろ7-0 ろ8-0	保安林	0.0813	スギ/ヒノキ	公告の日から	3 年 (2029. 3. 31)	○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とし、間伐率は保安林が定める伐採限度以下とする。 なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。	該当なし	該当なし	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	伊東市岡	1446-207	96	ろ7-0 ろ8-0	保安林	0.0813	スギ・ヒノキ				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（乙と同じ）

住所又は所在地（甲と同じ）

氏 名 伊東市長 杉本 憲也

氏名又は名称

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

個別事 経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

整 番 号	R07-9-017	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 伊東市長 杉本 憲也		(所在地) 静岡県伊東市大原2丁目1番1号			
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期)（B）	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種						
1	伊東市岡	1446-50	96	ろ108-0	保安林	0.0793	ヒノキ	公告の日から	3 年 (2029. 3. 31)	○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とし、間伐率は保安林が定める伐採限度以下とする。なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。	該当なし	該当なし	
2	伊東市岡	1446-152	96	ろ90-0 ろ91-0 ろ92-0	保安林	0.1173	スギ						
3	伊東市岡	1446-165	96	ろ115-0	保安林	0.1190	ヒノキ						
4	伊東市岡	1446-226	96	ろ97-0	保安林	0.0793	ヒノキ/ソノタ						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	伊東市岡	1446-50	96	ろ108-0	保安林	0.0793	ヒノキ				
2	伊東市岡	1446-152	96	ろ90-0 ろ91-0 ろ92-0	保安林	0.1173	スギ				
3	伊東市岡	1446-165	96	ろ115-0	保安林	0.1190	ヒノキ				
4	伊東市岡	1446-226	96	ろ97-0	保安林	0.0793	ヒノキ/ソノタ				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所 （乙と同じ）	氏 名 伊東市長 杉本 憲也
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所又は所在地 （甲と同じ）	氏名又は名称

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

個別事項														
整理 番号	R07-9-018	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）						(名称)		(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権 の 初期	経営管理権 の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する 経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算 定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種							
1	伊東市岡	1437-3	96	ろ4-0	保安林	0.1427	スギ	公告の日から 3年 (2029.3.31)	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とするが、乙が必要と判断すれば広葉樹および竹についても択伐する。なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年2回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ○ 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ○ 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ○ 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	<経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権が設定されない場合（C）の内容に基づき経営管理を実施するため、還元される利益等は発生しない。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	1 / 2 超同意		
2	伊東市岡	1446-41	96	ろ126-0 ろ127-0	保安林	0.2181	ヒノキ/ソノナ					1 / 2 超同意		
3	伊東市岡	1446-208	96	ろ7-0	保安林	0.0495	ヒノキ					1 / 2 超同意		

整理番号	R07-9-018			
番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所 （乙と同じ） 氏 名 伊東市長 杉本 憲也 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所 （甲と同じ） 氏名又は名称				

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (3) 間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得しなかった場合は、1/2超の同意により定めた旨がわかる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (4) 森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (6) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (7) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

個別事項														
整理 番号	R07-9-019	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）					(名称)			(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権 の 始期	経営管理権 の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する 経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算 定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種							
1	伊東市岡	1437-3	96	ろ4-0	保安林	0.1427	スギ	公告の日から 3年 (2029.3.31)	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とするが、乙が必要と判断すれば広葉樹および竹についても択伐する。なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年2回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ○ 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ○ 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ○ 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	<経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権が設定されない場合（C）の内容に基づき経営管理を実施するため、還元される利益等は発生しない。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	1 / 2 超同意		
2	伊東市岡	1446-41	96	ろ126-0 ろ127-0	保安林	0.2181	ヒノキ/ソノナ					1 / 2 超同意		
3	伊東市岡	1446-208	96	ろ7-0	保安林	0.0495	ヒノキ					1 / 2 超同意		

整理 番号	R07-9-019			
番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所 （乙と同じ） 氏 名 伊東市長 杉本 憲也 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所 （（E）と同じ） 氏名又は名称				

（記載注意）

- (1)

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2)

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (3)

間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得しなかった場合は、1/2超の同意により定めた旨がわかる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (4)

森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5)

(A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (6)

(A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (7)

(B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

個別事項																		
整理 番号	R07-9-020	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称)			(所在地)							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						伊東市長 杉本 憲也			(氏名又は名称)				(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する 経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算 定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種											
1	伊東市岡	1437-3	96	ろ4-0	保安林	0.1427	スギ	公告の日から 3年 (2029.3.31)	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とするが、乙が必要と判断すれば広葉樹および竹についても択伐する。なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年2回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ○ 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ○ 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ○ 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	<経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権が設定されない場合（C）の内容に基づき経営管理を実施するため、還元される利益等は発生しない。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	1 / 2 超同意						
2	伊東市岡	1446-41	96	ろ126-0 ろ127-0	保安林	0.2181	ヒノキ/ソノナ					1 / 2 超同意						
3	伊東市岡	1446-208	96	ろ7-0	保安林	0.0495	ヒノキ					1 / 2 超同意						

整理 番号	R07-9-020			
番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所 （乙と同じ） 氏 名 伊東市長 杉本 憲也 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所 （甲と同じ） 氏名又は名称				

（記載注意）

- (1)

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2)

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (3)

間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得しなかった場合は、1/2超の同意により定めた旨がわかる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (4)

森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5)

(A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (6)

(A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (7)

(B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

個別事項														
整理 番号	R07-9-021	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称)		(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する 経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算 定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種							
1	伊東市岡	1437-3	96	ろ4-0	保安林	0.1427	スギ	公告の日から 3年 (2029.3.31)	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とするが、乙が必要と判断すれば広葉樹および竹についても択伐する。なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年2回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ○ 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ○ 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ○ 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	<経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権が設定されない場合（C）の内容に基づき経営管理を実施するため、還元される利益等は発生しない。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	1 / 2 超同意		
2	伊東市岡	1446-41	96	ろ126-0 ろ127-0	保安林	0.2181	ヒノキ/ソノナ					1 / 2 超同意		
3	伊東市岡	1446-208	96	ろ7-0	保安林	0.0495	ヒノキ					1 / 2 超同意		

整理 番号	R07-9-021			
番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所 （乙と同じ） 氏 名 伊東市長 杉本 憲也 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所 （（E）と同じ） 氏名又は名称				

（記載注意）

- (1)

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2)

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (3)

間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得しなかった場合は、1/2超の同意により定めた旨がわかる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (4)

森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5)

(A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (6)

(A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (7)

(B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

個別事項																			
整理 番号	R07-9-022	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称)			(所在地)									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					伊東市長 杉本 憲也			(氏名又は名称)					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する 経費を控除してなお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭（D）の額の算 定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考						
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種												
1	伊東市岡	1437-3	96	ろ4-0	保安林	0.1427	スギ	公告の日から 3年 (2029.3.31)	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とするが、乙が必要と判断すれば広葉樹および竹についても択伐する。なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年2回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ○ 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ○ 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ○ 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	<経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権が設定されない場合（C）の内容に基づき経営管理を実施するため、還元される利益等は発生しない。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。	1 / 2 超同意							
2	伊東市岡	1446-41	96	ろ126-0 ろ127-0	保安林	0.2181	ヒノキ/ソノナ			<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	1 / 2 超同意							
3	伊東市岡	1446-208	96	ろ7-0	保安林	0.0495	ヒノキ												

整理 番号	R07-9-022			
番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所 （乙と同じ） 氏 名 伊東市長 杉本 憲也 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所 （（E）と同じ） 氏名又は名称				

（記載注意）

- (1)

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2)

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (3)

間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得しなかった場合は、1/2超の同意により定めた旨がわかる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (4)

森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5)

(A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (6)

(A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (7)

(B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

個別事項																	
整理 番号	R07-9-023	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称)			(所在地)							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					伊東市長 杉本 憲也			(氏名又は名称)				(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する 経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算 定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考				
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種										
1	伊東市岡	1437-3	96	ろ4-0	保安林	0.1427	スギ	公告の日から 3年 (2029.3.31)	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に切捨間伐を1回実施するものとする。間伐対象は針葉樹とするが、乙が必要と判断すれば広葉樹および竹についても択伐する。なお、施工にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年2回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うが、ドローン等の無人航空機による巡視も必要であれば実施する。 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ○ 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ○ 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ○ 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	<経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権が設定されない場合（C）の内容に基づき経営管理を実施するため、還元される利益等は発生しない。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	1 / 2 超同意					
2	伊東市岡	1446-41	96	ろ126-0 ろ127-0	保安林	0.2181	ヒノキ/ソノナ			<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	1 / 2 超同意					
3	伊東市岡	1446-208	96	ろ7-0	保安林	0.0495	ヒノキ					1 / 2 超同意					

整理 番号	R07-9-023			
番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所 （乙と同じ） 氏 名 伊東市長 杉本 憲也 権利を設定する森林の森林所有者（E） 住 所 （（E）と同じ） 氏名又は名称				

（記載注意）

- (1)

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2)

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (3)

間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得しなかった場合は、1/2超の同意により定めた旨がわかる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (4)

森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5)

(A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (6)

(A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (7)

(B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。